

「屋外広告物」を表示・設置・管理している皆さま

屋外広告物のルールが変わりました！

屋外広告物の一層の安全性の向上を図り、公衆に対する危害を未然に防止する目的から、広島県屋外広告物条例及び広島県屋外広告物に関する規則が改正されました。これにより、屋外広告物の安全点検が義務化され、屋外広告物の許可期間更新申請時には、「屋外広告物安全点検報告書」の提出が必要となりました。

◆ 次の条件に該当する屋外広告物が対象となります。

広告物自体の高さが**4m**又は表示面積が**10m²**を超える場合

- 管理者（資格を持った人でなければなりません）の設置が必要です。
- 管理者による定期的な安全点検の実施が必要です。
- 継続許可を受けるには、点検結果の報告が必要です。

■許可更新までの流れ

①管理者の 設置

★管理者の資格（以下のいずれかの資格が必要です。）

- ・屋外広告士
- ・建築士（一級・二級・木造）
- ・電気工事士（第1種・第2種）
- ・電気主任技術者（第1種・第2種・第3種）
- ・（公社）日本サイン協会及び（一社）日本屋外広告業団体連合会が実施する点検技能講習修了者

②安全点検の 実施

★点検の時期

- ・広告物の設置日から5年を経過した時点に行い、それ以降は3年毎に実施する必要があります。（例：新設から5年経過した広告物の場合、6年目の更新時。それ以降は9年目、12年目・・・）
- ・また、点検は許可満了の日の3か月前から許可満了の日の前日までに実施する必要があります。

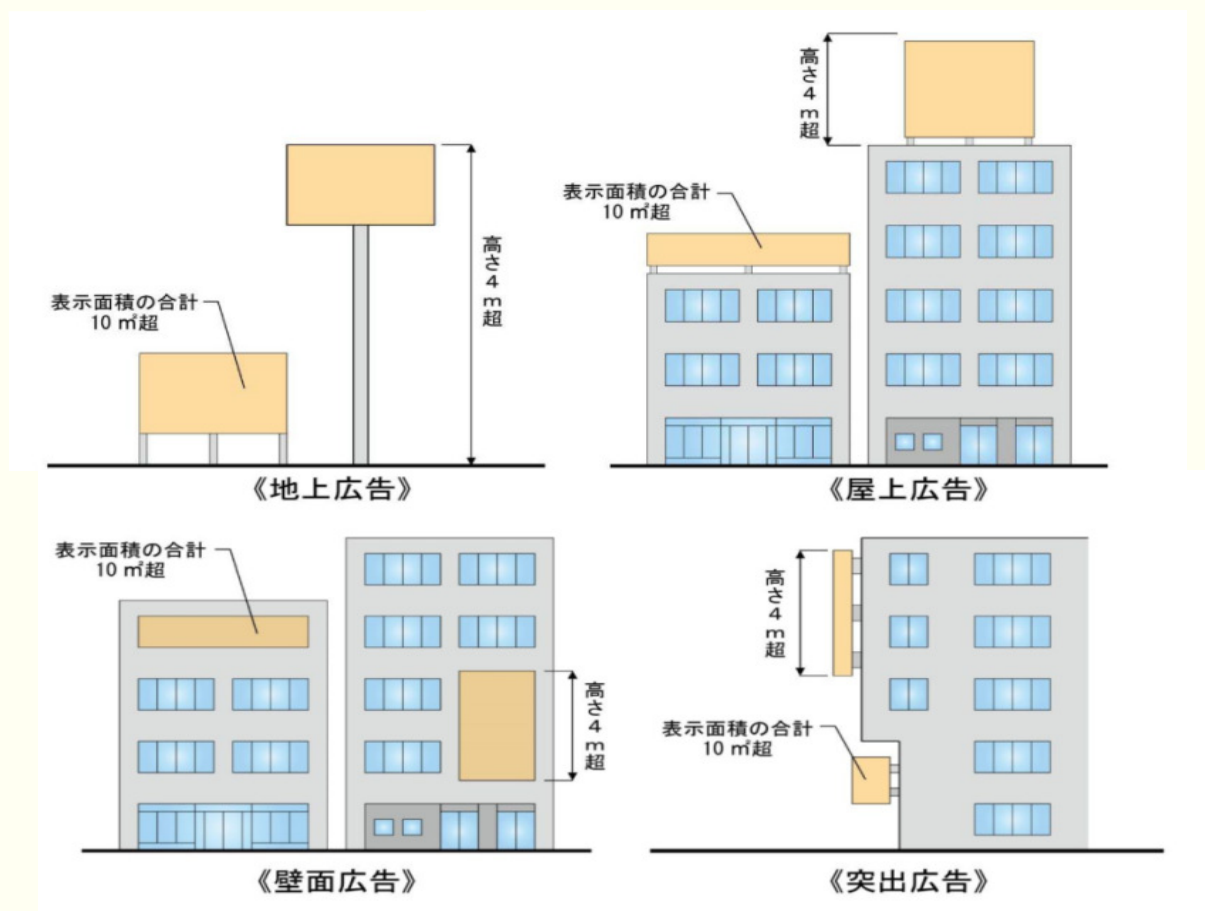
③点検結果の 報告

★報告の方法等

- ・「屋外広告物安全点検報告書」（様式）に、点検を実施した広告物の写真を添付のうえ、点検方法と補修等の処理方法を記入する必要があります。
- ・報告書により広告物の異常が明らかな場合には、改修、除去等必要な措置を命ずる場合があります。

■施行日（改正内容が適用される日） **平成31年10月1日**

《対象となる広告物の例》



※直塗のもの、シートを直接貼り付けるもの及び光を投影して表示するものは除きます。

《点検項目》

- ①基礎部のぐらつき、裂傷等
- ②支持部・取付部の変形、腐食、損傷等
- ③ボルト・ビス等のサビ、緩み、欠落等
- ④広告板面・文字等の破損、変形、変色、欠落及び枠組み部材の破損等
- ⑤照明等電気設備の取付け状態、異常等

詳しい制度の内容、安全点検報告書の様式等は広島県のホームページをご覧ください。

屋外広告の手引き

検索

広島県 土木建築局 都市計画課

☎ 082-513-4111